

なが おさ
永長地区 活性化計画

愛媛県
愛媛県西予市

平成24年4月

1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称	永長地区活性化計画	都道府県名	愛媛県	市町村名	西予市	地区名	永長	計画期間	平成24年度～平成26年度
-------	-----------	-------	-----	------	-----	-----	----	------	---------------

目 標 :

本事業の実施により、農地内の農道網を整備し多角経営を図り、収益の減少する農家の農業経営を安定させ、現在の認定農業者数4人(平成23年度)から7人(平成26年度)へ増加させることを目標に、定住の促進を図るものとする。

目標設定の考え方

地区の概要:

本地区は、西予市の臨海地域と山間地域の中間地域に位置し、南予地方でも有数の穀倉地帯であり、米を中心に農業振興が図られている。しかし、近年、米価の低下が顕著であり、新たな収益の柱となる農業を模索しており、農地の耕作放棄地化が懸念される現状となっている。

一方で、地区内では、愛媛県ブランドのイチゴ”あまおとめ”などの栽培に取り組むなど、農業所得の増大を図ろうとする事例も見られる。

現状と課題

本地区は、平成13年から平成17年にかけて、県営ほ場整備事業で大区画整理を実施し、田畑輪換機能を活かした、水稻と野菜等の多角経営による高収益化を図ろうとしているが、地区内には農道の未舗装路線が多数存在しており、生育時の粉じん問題や、出荷時における農作物の荷傷み等が懸念され、農業収益増加を目的とした野菜の栽培への取組に対する障害となっている。このため、今後基盤整備を用いた取組みにより、如何に地域の活性化を図っていくかが課題となっている。

今後の展開方向等

農産物価格の低迷や、農林業従事者の高齢化、後継者不足など、地域活力が低下する中、

- ①農道舗装の整備により、多角経営を推進する。
- ②消費者ニーズに即した付加価値の高い農業を展開することにより、安定的な農業経営を図る。

ことで、農業振興と快適な住環境の調和を図りながら、現在の農業基盤の維持と定住の促進を目指すこととする。

2 定住等及び地域間交流を促進するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

(1) 法第5条第2項第2号に規定する事業

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第2号イ・ロ・ハ・ニの別	備考
西予市	永長	基盤整備(農業用道路)	西予市	有	イ	

(2) 法第5条第2項第3号に規定する事業・事務

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考
		該当無し			

(3) 関連事業(施行規則第2条第3項)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考
西予市	東宇和西部	中山間地域総合整備事業	愛媛県	H17年度 ~ H26年度

(4) 他の地方公共団体との連携に関する事項

該当無し

3 活性化計画の区域

永長地区(愛媛県西予市)	区域面積	146ha
区域設定の考え方		
①法第3条第1号関係： 当該区域の面積146haのうち農地面積は67haで45.9%を占め、就業人口のうち約35.5%が農業従事者である。地域の営農形態は水稻を中心とした、野菜栽培の経営が盛んな農業地域である。		
②法第3条第2号関係： 区域内の農家人口は近年減少傾向にあり(H19 304人→H23 228人)、また農業従事者の高齢化傾向は深刻(高齢化率 45.6%:農林業センサス2010)であることから、活性化のために定住促進を図ることが必要不可欠な区域である。		
③法第3条第3号関係： 計画区域には、市街地を形成している区域は含んでいない。		

4 市民農園(活性化計画に市民農園を含む場合)に関する事項

(1) 市民農園の用に供する土地(農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ)

土地の所在	地番	地目		地積(m ²)	新たに権利を取得するもの			既に有している権利に基づくもの			土地の利用目的		備考
		登記簿	現況		権利の種類	土地所有者		権利の種類	土地所有者		農地	市民農園施設	
						氏名	住所		氏名	住所	市民農園整備促進法第2条第2項第1号イ・ロの別	種別	

該当無し

(2) 市民農園施設の規模その他の整備に関する事項(農林水産省令第2条第4号ハ)

整備計画	種別	構造	建築面積	所要面積	工事期間	備考
建築物						
工作物						
計						

該当無し

(3) 開設の時期 (農林水産省令第2条第4号二)

--

5 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

事 項	内 容	備 考
(1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針		
(2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法	該当無し	
(3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等		
① 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準		
② 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準		
③ 設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法		
(4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件 その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項		
① 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件		
② その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項		

6 活性化計画の目標の達成状況の評価等

計画終了年度の翌年度(H27)の9月末までに、愛媛県農地整備課及び西予市農業水産課において、西予市農業水産課、西予市農業指導班の調査資料により、平成26年度末における区域内の認定農業者数を確認し、第三者(JAひがしうわ営農部 予定)による評価により、検証する。

農山漁村活性化対策整備交付対象事業別概要

計画主体名	計画期間
えひめけん 愛媛県(代表)	平成24年度～平成26年度
せいよし 西予市	

<連絡先>

担当課	電話番号	FAX番号	メールアドレス
愛媛県農地整備課	089-941-2111	089-912-2534	nouchiseibi@pref.ehime.jp
西予市農林水産課	0894-62-6409	0894-62-6340	nousui@city.seiyo.ehime.jp

I 事業活用活性化計画目標

事業活用活性化計画目標	増加率等	増加率等の算出
定住等の促進に資する 農業用排水施設等の機能の確保	38.3 ha	計画区域における農業用排水施設等の機能の確保 (ha) = 計画期間内に農業用排水施設等の整備・保全により条件整備され機能が確保された農地の面積 (ha) = 38.3ha
事業活用活性化計画目標の設定根拠		
<p>本事業の実施により、道路条件を改善し野菜等の農作物の品質向上や維持管理労力の軽減を行うことで、多角的な農業経営の安定を図り、消費者ニーズに合った新たな営農展開が可能となることから、計画期間内に農道施設の整備・保全により条件整備され機能が確保された農地の面積を目標として設定する。</p> <p>農道施設受益面積 A=38.3ha</p>		
事業活用活性化計画目標	増加率等	増加率等の算出
事業活用活性化計画目標の設定根拠		

II 活性化計画の目標及び事業活用活性化計画目標と交付対象事業の関連性

事業メニュー名	地区名	事業内容	事業規模等	実施期間	事業実施主体	全体事業費 (千円)	交付金要望 額 (千円)	交付額算 定交付率	交付限度額 (千円)	活性化計画の目標及び事業活用活性化計画目標との関連性
農業用道路	永長地区	農道舗装工	L=2,074m	H24～H25	西予市	40,000	22,000	55%	22,000	農道舗装を整備することにより、荷傷み軽減による野菜等の農作物の品質が向上するため多角経営が図られ、それにより高収入が期待できる。その結果、農業経営の安定や継続的な営農が可能となることから、認定農業者の増加を目標として農業従事者等の定住化を図る。
合 計						40,000	22,000		22,000	

(参考様式2)

農山漁村活性化対策整備事前点検シート

計画主体名	愛媛県 愛媛県西予市		
計画期間 実施期間	平成24年度～平成26年度 平成24年度～平成25年度	総事業費（交付金）	40,000千円（ 22,000 千円）

1 計画全体について

項 目	チェック欄	判 断 根 拠
目標及び事業活用活性化計画目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合しているか	○	本計画の目標は、農業振興を図る施策を展開することで農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に資する内容となっていることから、法及び基本方針に適合している。
市町村総合計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調和等が図られているか	○	西予市総合計画(H18.3制定)、農業振興地域整備計画(H20.12制定)及び土地改良事業計画(S58.1制定)等との整合が図られている。
活性化計画及び交付対象事業別概要は関係農林漁業者をはじめとした地域住民等の合意形成を基礎としたものになっているか	○	永長生産組合や自治会等に事業概要を説明し、合意形成されている。
活性化計画の策定にあたり、女性の意見や提案などを聞く機会を設けているか	○	地元説明会等で女性地権者も参加し、意見を聞く機会を設けている。
事業の推進体制は確立されているか	○	永長生産組合が中心となり事業推進委員会を設置し、推進体制は整っている。
目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか	○	定住等の促進に資する農道の機能向上を図るために整備するものであり、整合性が確保されている。
計画期間・実施期間は適切か	○	総事業費が40,000千円であり、事業費から検討して実施期間を2年とし、実施効果発揮の猶予期間の1年を考慮して計画期間3年としており、ともに適切である。
交付金要望額は交付限度額（事業費×国費率）の範囲内か	○	交付要望額 = 22,000千円 交付限度額 = 40,000千円 × 交付額算定交付率55% = 22,000千円であり、範囲内である。

2 個別事業について

項 目	チェック欄	判 断 根 拠
自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか	○	今回、新規に取り組む事業である。
増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、地域自主戦略交付金交付要綱（農林水産省）（以下「交付要綱」という。）別紙35に定める基準を満たしているか	—	
交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第34号）別表等による耐用年数がおおむね5年以上のものであるか	○	減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第34号）により、農道路盤、路床40年、アスファルト敷10年である。
事業による効果の発現は確実に見込まれるか		
費用対効果分析の手法は適切か（農山漁村活性化プロジェクト支援交付金費用対効果算定要領（平成19年8月1日付け19企第106号農林水産省大臣官房長通知）により適切に行われているか）	○	費用対効果算定要領及び、土地改良の効果算定マニュアルに基づき、適切に算定している。
上記の費用対効果分析による算定結果が1.0以上となっているか	○	土地改良の効果算定マニュアルに基づく算定により、総費用総便益比=1.07>1.0
事業内容、事業実施主体等については交付要綱別紙34及び35に定める要件等を満たしているか	○	要件類別6の事業主体（市）と、事業メニュー②の事業内容の要件（受益面積 38.3ha>5.0ha）を満たしている。
個人に対する交付ではないか、また目的外使用のおそれがないか	○	西予市（代表）が施工し、永長生産組合が、農地・農道施設の持続的な維持保全活動を行うため、目的外使用のおそれはない。
施設等の利活用の見通し等は適正か		
地域間交流の拠点となる施設にあっては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況（現状と今後の見込み）を踏まえているか	—	
近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか。	—	
利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか	—	

施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか	—	
施設の利用や運営等にあって、女性参画への配慮や促進のための取組がなされているか	○	地元説明会等で女性地権者も参加し、意見を聞く機会を設けている。
事業費積算等は適正か		
過大な積算としていないか	○	土地改良事業等請負工事価格積算要領や過去の土地改良工事の実績に基づき算出している。
建設・整備コストの低減に努めているか	○	経済比較を行い安価な工法を採用し、コスト縮減に努めている。
附帯施設は交付対象として適正か（必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか）	—	附帯施設を交付の対象としていない。
備品は交付対象として適正か（汎用性の高いものを交付対象としていないか）	—	備品を交付の対象としていない。
整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適正か	—	
施設用地が確保されている又は確保される見通しがいつているか	○	既存の施設用地内で実施予定のため、用地確保は必要なし。
体験交流機能に加え宿泊機能を備えた施設を整備する場合には、交付要綱別紙35に定める基準を満たすとともに、その必要性について十分に検討しているか	—	
交付対象は施設別上限事業費及び上限規模の範囲内か		
処理加工・集出荷貯蔵施設については、「強い農業づくり交付金実施要領」（平成17年4月1日付け16生産第8262号農林水産大臣官房国際部長、総合食料局長、経営局長通知）別記Ⅱの第1の2の（4）のウの基準に照らし適正であるか	—	
地域間交流拠点については、延べ床面積㎡当たり29万円以内かつ延べ床面積1,500㎡以内であるか	—	
地域連携販売力強化施設については、以下の内容を満たすものとなっているか。		
地域内外又は地域間の相互連携の促進のための取組がなされているか	—	
生産者の販売力強化・ブランド化等に資するために必要な施設であるか	—	

1年を通して運営される施設であるか	—	
6次産業化や女性参画の促進に寄与する施設であるか	—	
事業実施主体の負担（起債、制度資金の活用等を含む）について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか	○	財政計画に基づき、計画的な事業実施計画を策定している。
入札方式は一般競争入札又はこれと同等の競争性のある契約方式によるなど適切なものとなっているか。一般競争入札に付さない場合は、その理由は明確か	○	西予市入札実施要綱に基づき適切に行うこととしている。
整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みであるか		
維持管理計画は適正か（施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか）	○	永長生産組合が、農地・農道施設の持続的な維持保全活動を行うため、適正と認められる。
収支を伴う施設等にあっては収支計画を策定しているか。また、事業費が5,000万円以上のものについては経営診断を受け、適正なものとなっているか	—	該当なし
他の事業との合体施行等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか	—	該当なし
他の事業への重複申請（予定も含む。）はないか（ある場合には、事業名を記載すること。）	—	該当なし

注1 項目について該当が無い場合はチェック欄に「—」を記入すること。

2 活性化計画を公表する場合、事前点検シート及び判断の根拠となった資料についてもあわせて公表するものとする。